ご　案　内

令和 ５ 年

事 業 者　様

静岡労働局長登録教習機関
一般社団法人 浜松労働基準協会

「粉じん作業特別教育」の開催について

粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業（注）に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第 59 条第３項により、事業者は厚生労働省令で定めた特別教育を行わなければならないことになっております。

当協会では、標記の特別教育を下記のとおり開催いたしますので、特定粉じん作業従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

（注）特定粉じん作業とは、一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業をいいます。製造業の場合には、研ま、粉砕、混合、袋詰め、鋳物作業など、ほとんどが特定粉じん作業に該当します。

記

１．講習日時及び会場（学科：１日間）※都合により変更することがあります。

	１回	２回目
場所：浜松労政会館 集合時間：８時50分	８月30日（水）	11月１日(水)

※　受講日は集合時間までに必ずお越しください。遅刻されますと失格になります。

２．受講料等　（１名あたり）

	受講料（テキスト代含む）	消費税(10%)	合　計
当協会員事業場	１１，０００円	１，１００円	**１２，１００円**
非協会員事業場	１３，０００円	１，３００円	**１４，３００円**

３．申込みの方法

(1) 裏面受講申込書に所要事項をご記入の上、受講料等を添えて「一般社団法人 浜松労働基準協会」にお申込みいただき、引換えに**受講券**をお受け取りください。

※ 定員に達し次第締切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

(2) 申込みの取消しは、開催日の**７日前**までに**受講券と受講料等の領収書**の返却があった場合に限って受講料等をお返しいたします。

また、受講者や受講月の変更につきましては、開催日の**７日前**までに、ご連絡ください。開催日の７日前までに受講者並びに受講月の変更についてご連絡がない場合は、変更することができませんし、受講料等の返金も致しませんので、予めご了承ください。

なお、受講月の変更は、受講者１名につき、年度内に限って１回のみ可能です。

４．注意事項

講習会当日、遅刻の場合は失格となり、受講料等の返金もいたしませんのでご注意ください。

また、受講当日の昼食等による会場敷地内からの外出につきましては、事故防止及び安全管理上の観点から禁止しておりますので、予めご承知おきください。

なお、講習会は日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受付けています。

５．修了証等の交付

講習修了者には「粉じん作業特別教育修了証」を当日交付致します。
また、事業者には、講習修了者に係る「特別教育修了証明書」を後日発行します。

６．持参するもの（テキストは当日、会場でお渡しします）

受講券、筆記用具、昼食（当日販売もします）

７．講習のお申込等に関するお問い合せは下記へ

〒430-0929　浜松市中区中央 1-3-6　浜松イーストセブン 205 号
一般社団法人　浜松労働基準協会
電話　053-452-4853　　ＦＡＸ053-454-2869

切　り　取　り　線

粉じん作業特別教育 受講申込書

月希望

※ 申込書は受講を希望される月ごとに作成して下さい。
（申込用紙はコピー可）

受講者氏名	生年月日	住　　所	
フリガナ	S H	〒	
※旧姓を使用した氏名または通称の併記希望の有無（いずれかを○で囲む）	有 ・ 無	併記を希望する氏名または通称	
フリガナ	S H	〒	
※旧姓を使用した氏名または通称の併記希望の有無（いずれかを○で囲む）	有 ・ 無	併記を希望する氏名または通称	

一般社団法人 浜松労働基準協会　御中　　年　　月　　日

（〒　　―　　）

事業場所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事 業 場 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担 当 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（TEL　　－　　－　　）

※　修了証に旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は以下の書類が必要です。
旧姓の場合：戸籍抄本、旧姓が併記された住民票（個人番号の記載がないもの）、自動車運転免許証の写し、マイナンバーカード（写真のある面）の写し、のいずれか
通称の場合：住民票（個人番号の記載がないもの）又はそれに類する公的機関の証明書の写し

協会事務処理欄	旧姓・通称確認（○印）	処理日	確認者
	・マイナンバーカード　・自動車運転免許証 ・戸籍抄本　・住民票　・在留カード ・その他（　　）	年 月 日	印

実施管理者
印

＊　申込書に記載された個人情報については本講習実施のためのみに使用し、外部に公表することはいたしません。